

1

国民健康保険料を納めましょう！

保険料の納付は口座振替で！！

普通徴収の納付方法は、「口座振替」でお願いしています。口座振替は、うっかり納め忘れがなく、納付場所へ行く手間が省けるなど、とても便利です。

口座振替にされていない方は、この機会に口座振替の手続きをお願いします。

お申し込みの手続き

キャッシュカードによる手続き（ペイジー口座振替サービス）

専用端末機に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力すれば手続きは完了です。

口座届出印の押印が不要で、口座振替開始までの期間が短縮できます。

この方法で手続きができるのは、口座名義人の方に限ります。

【申込場所】 市役所本庁（1階7番窓口）または淀江支所地域生活課

【手続きに必要なもの】

- ・ 口座振替を希望される口座のキャッシュカード
ただし、法人カード、代理人（家族）カード、生体認証ICキャッシュカード等、一部利用できないカードがあります。
- ・ 申請される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

口座振替依頼書による手続き

【申込場所】

口座振替を希望される金融機関（下記に記載の【口座振替が利用可能な金融機関】に限りです。）

【手続きに必要なもの】

- ・ 口座振替を希望される金融機関の通帳（下記に記載の【利用可能な口座種別】に限りです。）
- ・ 通帳お届け印
- ・ 納入通知書

【口座振替が利用可能な金融機関】

山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行、鳥取西部農業協同組合、西日本信用漁業協同組合鳥取支店

（口座振替依頼書の手続きのみ対応の金融機関）

西日本信用漁業協同組合鳥取支店

【利用可能な口座種別】 普通預金、当座預金、通常貯金、普通貯金

保険料の納付が困難な方は、収納推進課(本庁2階)の窓口でご相談ください

もし保険料を納めないでいると・・・

納期限を過ぎると



督促状の送付

納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金が加算されることがあります。

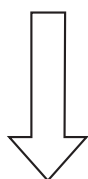
まだ納付がないと?



催告等の実施：文書、電話、訪問による催告を行うことがあります。

差押（滞納処分）：財産（預貯金、給与等）の差し押さえをすることがあります。

それでも納付がないと?



「資格情報のお知らせ（特別療養）」または「資格確認書（特別療養）」の交付

医療機関等で受診するときの医療費が全額自己負担となる「特別療養費の支給」が適用されます。全額自己負担した医療費は、後日米子市に対し保険給付分を請求することにより（特別療養費の申請）払い戻しが受けられます。

最終的には!!

保険給付の一部または全部が差し止めになります。

特別療養費の支給対象となる方については、代わりに「特別療養費の事前通知」が交付され、医療機関の窓口ではマイナ保険証または資格確認書（特別療養費）にて受診していただくとともに、一旦医療費の全額（10割）を自己負担することとなります。

無料低額診療事業のご案内

無料低額診療事業は、生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、無料または低額な診療費で治療を受けられる事業です。

●対象となる方 … 経済的な理由により、診療費の支払いが困難な方。

●免除となる金額 … 診療費の10%以上または全額。なお、調剤薬局でのお支払いや、介護保険の負担金は対象となりません。

●市内の実施医療機関

所 在 地	医療機関名	連絡先
683-0825 米子市錦海町3丁目4-5	錦海リハビリテーション病院	0859-34-2300
683-0052 米子市博労町3丁目80-1	米子診療所	0859-34-1201
689-3514 米子市尾高2740-1	おおたか診療所	0859-27-9190
683-0103 米子市富益町1128	弓ヶ浜診療所	0859-25-6030

※利用対象者や減免金額等の詳細な基準は施設ごとに異なりますので、くわしくは各実施医療機関までお問い合わせください。

国民健康保険医療費のお知らせ（医療費通知）について

令和7年7月に令和7年1月から3月受診分の医療費通知をお送りしました。

医療費通知については、医療費に要した費用等を知っていただくためにお知らせしております（マイナポータルでも医療費を確認できます）。また、確定申告の医療費控除の資料として使うこともできます。

ただし、11月・12月受診分の医療費については、医療費通知を作成するためのデータの都合上、確定申告の期間までに医療費通知をお届けすることができません。医療機関の領収書、明細書を基に確定申告をお願いいたします。（5年間の保管が必要です）

なお、医療費通知は再発行をしておりませんので、紛失しないよう保管してください。

※医療費のお知らせについては、3か月ごとに送付しております。

医療費の確認は「マイナポータル」が便利です！

医療費通知の内容は、「マイナポータル」からワンクリックで医療費控除に活用可能！面倒な集計や申告書作成が簡単になります。

スマートフォンやパソコンからいつでも確認でき、紛失の心配もありません。

アクセスはこちらから ▶ <https://myrna.go.jp>

ポリファーマシーについて

ポリファーマシーとは、複数を意味するポリと調剤を意味するファーマシーを合わせた言葉ですが、単に服用する薬剤数が多いことではなく、多剤服用の中でも害をなすものが特にそう呼ばれています。

多くの病気による複数の医療機関や診療科の受診等により、処方薬全体の把握が困難になることから、処方される薬の種類が増えたり、同じ成分の処方が多くなることなどで生じます。

加齢に伴い、生理的な変化による内臓の働きが弱くなってくると、薬を分解したり、体外に排出したりするのに時間がかかるようになります。また、薬同士が相互に影響しあうことで、薬が効きすぎてしまったり、効かなかったり、副作用が出やすくなったりすることがあります。

【お薬手帳を一冊にまとめてポリファーマシーを予防しましょう】

ポリファーマシーを解決するには、ただ処方する薬の数や量を減らせばいいというわけではありません。

薬を処方する医師、調剤をおこなう薬剤師をはじめとした医療の専門家と情報を共有することが重要です。受診の際はお薬手帳を持ち、かかりつけ薬局を利用しましょう。



米子市保険年金課	Tel (0859) 23 - 5122 (資格情報のお知らせ、資格確認書、後期高齢者医療等)
	23 - 5121 (高額療養費等) 23 - 5407 (健康診査、保健指導等)
米子市収納推進課	23 - 5124 (納付相談等) 23 - 5161 (口座振替等)